

東京都保健医療計画

平成25年3月改定



8 へき地医療の取組

- 島しょ地域及び山間地域における医療の充実を図るため、診療の支援や診療施設・設備等の診療基盤の整備の支援を行います。
- へき地の医療機関において対応困難な救急患者について、東京型ドクターヘリによる円滑な搬送を行います。
- 地域医療支援ドクターの派遣などにより、へき地町村が行う医師をはじめとする医療従事者の確保やへき地医療の普及・啓発活動を支援します。

へき地医療を取り巻く現状

1 へき地医療体制の現況

都では、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）により指定されている奥多摩町及び檜原村、島しょ地域の犬島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の対象である小笠原村の計3町8村を医療の確保が必要なへき地として位置付け、様々な施策を行っています。

奥多摩町と八丈町では町立病院が、その他の町村では国民健康保険立や町村立の診療所が設置・運営され、都における無医町村はありません。

東京都 へき地 保健医療体制

地区名	世帯数	人口	うち 老年人口 (65歳以上)	国保診療所等	病床数	医師数	管轄保健所	
島 し ょ 地 域 保 健 医 療 圏	大島町 (109km)	4,856	8,587	2,730 (31.79%)	大島医療センター	19	6	島 し ょ 地 域 保 健 所
	利島村 (134km)	174	318	69 (21.70%)	利島村診療所	0	1	
	新島村 (151km)	1,375	3,004	1,036 (34.49%)	本村診療所 若郷診療所(出張) 式根島診療所	10 — 2	3 — 1	
	神津島村 (172km)	861	1,972	503 (25.51%)	神津島村診療所	6	2	
	三宅村 (179km)	1,739	2,775	1,009 (36.36%)	中央診療所 坪田診療所(休止) 阿古診療所(休止)	12 — —	3 — —	
	御蔵島村 (199km)	174	316	43 (13.61%)	御蔵島村診療所	2	1	
	八丈町 (287km)	4,570	8,201	2,692 (32.83%)	町立八丈病院	54	6	
	青ヶ島村 (358km)	109	177	20 (11.30%)	青ヶ島村診療所	2	1	
	小笠原村 (984km)	1,374	2,538	282 (11.11%)	小笠原村診療所 小笠原村母島診療所	9 4	3 1	
島しょ地域 計(A)	15,232	27,888	8,384 (30.06%)		120	28		
西 多 医 療 保 護 圏	檜原村	1,235	2,597	1,112 (42.82%)	檜原診療所	2	2	西 多 摩 保 健 所
	奥多摩町	2,857	6,028	2,503 (41.52%)	奥多摩病院	43	3	
					日原診療所(出張)	—	—	
					鎌谷診療所(出張)	—	1	
古里診療所	—	1						
山間地域 計(B)	4,092	8,625	3,615 (41.91%)		45	7		
総計(A)+(B)	19,324	36,513	11,999 (32.86%)		165	35		

注：(1) 東京からのおよその距離は、東京簡務局「東京諸島の概要（伊豆諸島・小笠原諸島）-平成23年-」による。
新島村の距離は新島までの距離を、小笠原村の距離は父島までの距離を例示した。
(2) 世帯数及び人口は、東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（平成24年1月1日現在）による。
(3) 医療機関関係の内容は平成24年4月1日現在。歯科診療所及び個人、法人立の診療所を除く。

へき地医療のこれまでの取組

1 へき地医療提供体制の整備

- へき地医療機関の診療基盤を確保するため、へき地町村が行う診療所及びその医師住宅、看護師住宅の新設、増改築及び改修や診療所に必要な医療機器の購入に要する経費の補助を実施しています。
- 小笠原諸島の総合的な振興開発計画の一環として、村立診療所の運営に係る経費の補助を実施し、医療の確保を図っています。
- 都では、昭和33年に始まった巡回診療を見直し、各町村が主体的に医療ニーズに合った診療科の選択・確保ができるよう、平成14年度からへき地専門医療確保事業を開始しました。へき地町村が眼科、耳鼻咽喉科などの専門診療事業を実施する際、専門医を確保するための調整等を行うとともに、その経費を補助することにより、へき地の医療機関では対応困難な専門診療の確保を図っています。
- 本土の医療機関で透析治療を受けている腎臓病の患者が住み慣れた地域で透析治療を受けられるよう、島しょ地域の透析医療の体制を支援するため、人工透析に係る運営費の一部を補助しています。
- 分娩^{べん}を取り扱う医療機関に対して、産科医療機関として必要な医療機器の購入に要する経費を補助することにより、身近な地域で安心して出産できる環境を整備しています。

2 各町村の医療従事者確保支援

- 各へき地町村は、地理的条件や人口規模が小さいことなどから医師の安定的な確保が困難です。そのため、昭和47年に全都道府県が設立者となって設置された学校法人自治医科大学に対して授業料等の修学資金を含めた運営経費等を負担するとともに、在学中からへき地医療の理解を深める研修を実施する等、へき地勤務を行う総合医の養成を行っています。また、自治医科大学を卒業した医師をへき地医療機関に派遣しています。
- 自治医科大学卒業医のみでは医師を充足することが困難であるため、平成5年に東京都へき地勤務医師等確保協議会を設置し、へき地町村からの派遣要請に基づき大学病院等の事業協力病院から、へき地の医療機関に医師等を定期的に派遣する計画を定め、この計画に基づき医師等の長期的、安定的な確保を図っています。
- 町村が行う医師等の確保に関する取組を支援するため、へき地町村に対し診療所勤務医師・歯科医師の給与費補助を実施しています。

- 地域医療の支援に意欲を持ち、医師経験5年以上の即戦力となる医師を都職員として採用し、多摩・島しょ地域の医師不足が深刻な市町村公立病院等に一定期間派遣する、東京都地域医療支援ドクター事業を平成21年度に開始し、地域の医療提供体制を支援しています。
- へき地の公立医療機関や多摩地域の市町村公立病院に派遣される医師に対するインセンティブの付与を図るため、派遣医師に支給する医師派遣手当に対して補助金を交付することにより、医師の安定的な確保を図っています。
- 国の第9次へき地保健医療計画に基づき、平成17年4月に常勤の専任担当官（医師）を配置した、東京都へき地医療支援機構を設置し、支援事業の企画・調整を行ってきました。

<主な事業内容>

- ①へき地医療支援計画の策定
- ②へき地医療の総合的な診療支援事業の企画・調整
- ③へき地勤務医師等確保事業の企画・調整・実施
- ④へき地医療従事者の開拓・育成・診療支援

- 平成21年に東京都へき地医療支援機構内に東京都へき地医療支援機構無料職業紹介事業所を設置し、医師を始め歯科医師、薬剤師、（准）看護師などの医療従事者を対象として、職業安定法（昭和22年法律第141号）に規定される無料職業紹介事業を行うことにより、医療従事者の確保が困難なへき地町村を支援しています。

3 へき地の診療を支援する取組

- 都立広尾病院は島しょ医療基幹病院として、島しょからの紹介患者や救急患者の受入れ、救急患者搬送時の添乗医師の派遣、代診医の派遣、また、画像電送システムを用いた診療の助言を行うなど、島しょ医療の診療支援をしています。
- 島しょ地域の医療機関で対応できない救急患者が発生した場合には、町村長の要請に基づき、東京消防庁及び海上自衛隊のヘリコプター等で、島しょ基幹病院である都立広尾病院を中心とした高度医療機関（協力病院）に、365日24時間搬送する体制を整備しています。このとき、都立広尾病院の医師や自治医科大学卒業医師が必要に応じて添乗する体制も整備しています。
また、山間地域の救急患者を搬送する場合には、必要に応じヘリコプターに医師が添乗して出動する体制を東京消防庁が整備しています。
- 東京消防庁のヘリコプターを利用した救急患者の搬送体制を一層拡充するため、これまでの都立病院等に加え、平成19年11月に屋上ヘリポートを有する等の民間、国立を含めた7病院と、島しょ地域における救急患者の受入れや医師の搭乗に関する協定を締結し、東京

型ドクターヘリとして運用を開始しました。

その後、更に4病院が加わり、東京型ドクターヘリ協力病院は、平成24年10月現在で、都立病院等と民間、国立を含めた11病院となりました。

また、平成20年度から救急患者搬送時の運用を開始した米軍基地の赤坂プレスセンターのヘリポートが、平成24年1月から、それまで使用できなかった土曜日、日曜日及び米国の祝日についても利用可能となり、救急患者搬送体制の充実が図られました。

- 平成6年から、島しょ地域の診療支援事業として都立広尾病院放射線科・救命救急センターと島しょの診療所等との間に画像電送装置を設置し、専用回線を通じてエックス線写真、CTフィルム、内視鏡写真等の医療用画像を送受信することにより、へき地にいながらにして専門医師の助言を受けられるシステムを構築しています。平成22年には新たにWeb会議機能を付加して更新するとともに、併せて通信回線の増強も行いました。平成23年8月からは小笠原の光回線の利用も始まり、利便性が更に高まりました。

また、Web会議システムを用いた研究会を行うなど、島しょ勤務医師の診療活動を支援しています。

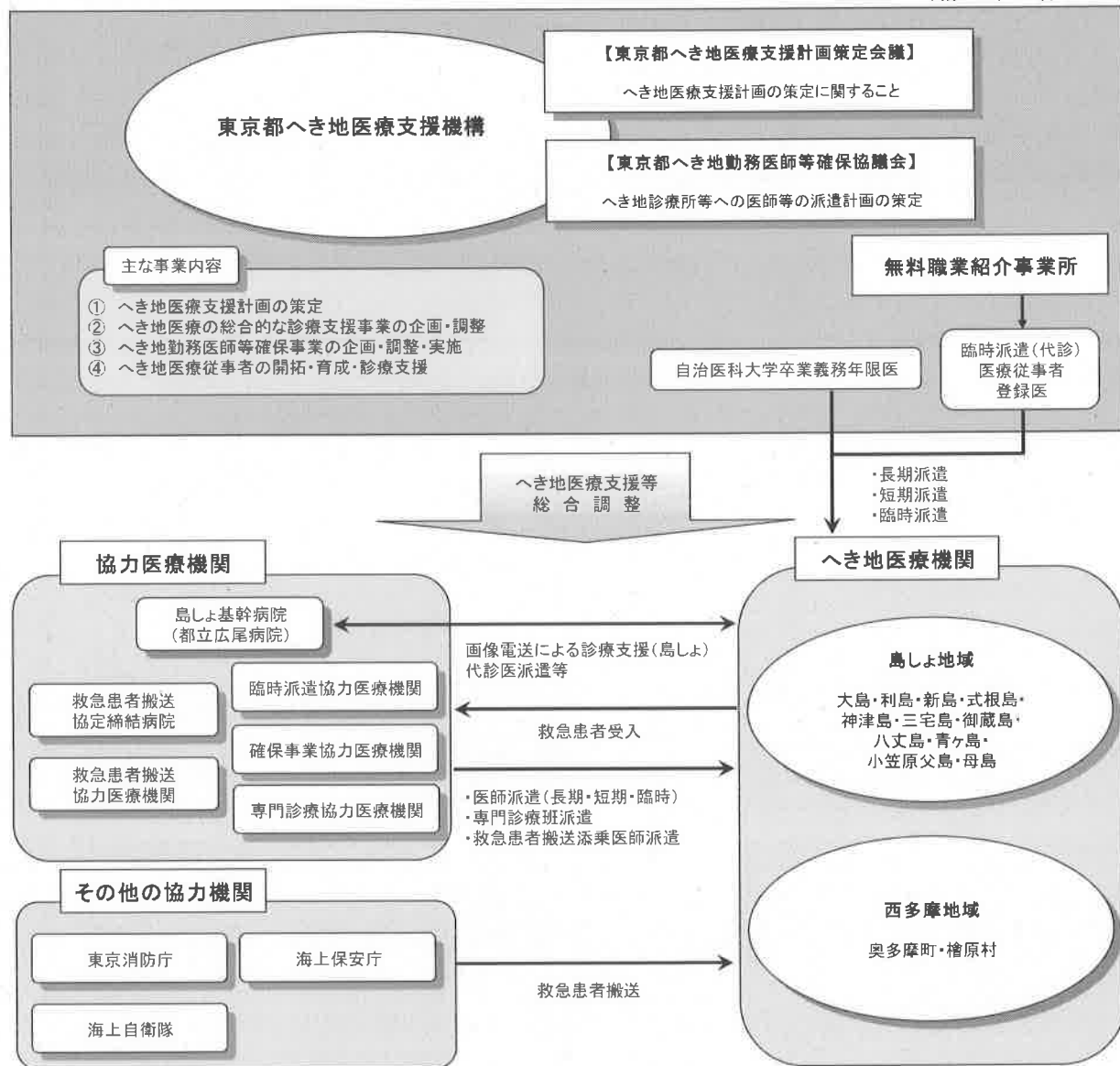
- へき地医療機関に勤務する医師が研修・休暇等で一時的に不在になる場合に代診の医師（自治医科大学卒業医師、都登録医、都立病院非常勤医師、協力病院医師、支援機構専任担当医師）を派遣し、医師の自己研鑽^{けんくわん}やリフレッシュの機会を十分に確保できるようにしています。

4 へき地医療の普及・啓発

- 東京都へき地医療支援機構では、島しょに関連するイベント等を利用してへき地医療のPRを行っています。へき地医療の魅力を伝え、へき地医療に興味を持つ医療従事者の裾野を広げることにより、勤務を希望する医療従事者の増加を目指しています。
- 平成21年2月に都のホームページ内に東京都へき地医療支援機構のホームページを作成し、へき地医療の魅力を伝えています。また、定期的に「東京都へき地医療支援機構通信」を発行し、へき地医療に関する様々な情報を発信しています。

東京都へき地医療支援体制

平成24年10月1日現在



へき地医療における課題

- 都及びへき地町村では、診療施設・設備等の診療基盤の整備、医師等医療従事者の確保対策及び代診医の派遣等の診療支援を行い、へき地医療の充実を図ってきましたが、依然としてへき地を取り巻く環境は厳しく、現在の医療体制を維持するためには、これまでの取組を引き続き推進する必要があります。
- へき地医療に携わる医療従事者は、少人数で地域医療全般にわたる様々な役割を担うことが求められますが、一方で、都市部と比べて雇用条件を始めとした勤務環境が十分に整っていないため、その確保が困難となっています。そのため、医療従事者確保の取組を引き続き推進していく必要があります。

施策目標と主な具体的取組**〈目標1〉へき地町村の行う医療従事者確保を支援する**

《具体的な取組》

- へき地勤務医師等確保協議会において、大学病院等の事業協力病院からへき地の医療機関に医師を定期的に派遣する計画を定め、引き続き医師等の長期的、安定的な確保を図ります。
- 学校法人自治医科大学に対して運営経費等の一部を負担し、へき地勤務を行う総合医の養成を行うとともに、自治医科大学を卒業した医師をへき地医療機関に引き続き派遣していきます。
- 医師不足が深刻な市町村公立病院等に対して一定期間医師を派遣するため、地域医療支援ドクター事業を引き続き実施し、地域の医療体制の確保に努めます。
- へき地における医療従事者の定着を促進するため、島しょ地域で情報共有の機会提供や研修などの取組を実施します。また、Web会議システムを利用し、島しょの医療従事者のみでなく、都立病院の医師等も参加した症例の検討会や情報交換会を行います。
- 再就職相談会など医療従事者の求人関係の各種イベントを有効に活用し、へき地医療の普及・啓発を図るとともに、無料職業紹介事業の求職登録者数の増加を図ります。
- 東京都へき地医療支援機構のホームページに、へき地で活躍する医療従事者の体験談や、島の魅力などを盛り込む等、掲載内容の一層の充実を図ります。
- 地域医療支援センター（仮称）を設置し、地域枠医師等の育成や、就業支援を行い、地域医療に従事する医師の確保と定着を図ります。《再掲》

〈目標2〉へき地勤務医師等の医療活動を支援する

《具体的な取組》

- へき地医療機関に勤務する医師が研修・休暇等で一時的に不在となる場合に代診の医師を派遣し、医師の自己研鑽^{さん}やリフレッシュの機会を十分に確保し、長期にわたるへき地勤務が可能となるよう勤務環境を引き続き整備していきます。
- 島しょ医療機関と都立広尾病院間を結んでいる画像電送システムについて、静止画だけでなく動画の電送もできるようにするなど、診療機能の向上に資するシステムの検討、更新を行い、へき地での診療活動の一層の充実を支援していきます。
- 東京型ドクターヘリ協力病院（平成24年10月1日現在11病院）については、各医療機関の特色を活かした受入体制を検討していきます。

(目標3) へき地医療の提供体制の整備を行う

《具体的な取組》

- へき地診療所において、引き続き診療に必要となる施設・設備の整備に要する経費を補助することにより、へき地診療所の医療機能の充実を図っていきます。
- へき地町村が専門診療事業を実施する際に、専門医を確保するための調整等を行うとともに、その経費を補助することにより、引き続きへき地町村で確保困難な専門医療の確保を図っていきます。

【評価指標】

区 分	現 状	目 標
各町村の医師派遣要請に対する充足率	100%	維持する
代診医派遣要請に対する充足率	100%	維持する
画像電送システムの利用件数【年間】	749件	増やす